

豊島区教育ビジョン検討委員会運営要綱

平成 30 年 7 月 10 日
教育部長決定

制定 平成 26 年 7 月 4 日
改正 平成 20 年 7 月 10 日
改正 令和 5 年 4 月 19 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、「豊島区附属機関設置に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき設置する「豊島区教育ビジョン検討委員会」(以下「委員会」という。)の運営について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を豊島区教育委員会に報告する。

- (1) 令和元年 9 月策定の「豊島区教育ビジョン 2019 豊島区教育振興基本計画」の改定内容に関すること。
- (2) その他豊島区教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(定数・組織)

第 3 条 委員の定数は条例に定めるとおりとし、次に掲げる者で組織し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内関係団体代表者
- (3) 公募委員
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 前条の委員の任期は、条例に定める日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長は委員の互選によって定める。
- (2) 委員長は委員会を招集し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とする。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招 集)

第 6 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(開会・議決)

第 7 条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決定する。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月4日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月19日から施行する。